

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成21年11月26日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「平成16～20年度会計（平成14～19（会検分））における出納計算書類 or 証拠書類（契約書、納品書、検収書、請求書、出勤簿等を含む）全部。ただし、今回知事が発表した調査に基づく不適正経理事務として指摘されたものに限る。不正経理として指摘された事項各2個契約分のみで今回はよい。選定については担当課におまかせ。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成21年11月11日に公表した内部調査結果で指摘された国庫補助事業事務費等に係る別紙の支出負担行為決議書及び支出命令書（添付された証拠書類を含む）並びに別紙の支出負担行為決議書及び支出命令書に係る旅行命令書及び物品要求票（添付された証拠書類を含む）」を特定した上で、その一部が条例第7条第2号又は第6号に該当することを理由として、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年12月18日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成21年12月25日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成22年3月25日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、非開示部分のうち、純然たる個人情報以外の部分に係る非開示決定を取り消して、当該部分の開示決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

職員番号、給料の号級、職員の住所地等、個人情報とは言い難い情報まで非開示となっていると考えるので、詳細な検討を細部にわたって検討してもらいたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 賃金に係る支出についての公文書

下表（以下「表①」という。）の公文書には、臨時的任用職員（以下「臨時職員」という。）の氏名や住所、賃金請求額、賃金の振込先の金融機関名等に関する情報が記載されている。表①の開示しない部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものである。また、当該情報はその職務の遂行に係る情報には当たらない。したがって、条例第7条第2号に該当すると判断したため非開示とした。

年度	公文書の種別	開示しない部分
16 ・ 17	支出負担行為決議書、支出命令書及び歳入歳出外現金受払命令書	個々の臨時職員の支出負担行為額、支出命令額、控除額、支払額及び精算額の金額（支給人員が1人の場合） 控除内訳書の総支給額、控除額及び合計の金額（支給人員が1人の場合）
	請求書	住所 請求金額 時間外手当、通勤手当（課税分、非課税分、計）、支給額計、所得税、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、控除額計及び差引支給額の金額 勤務時間、休暇時間及び休暇取得情報
	その他添付書類	支出科目計の支給人数が1人の場合、非課税通勤手当、課税分通勤手当、課税分支給額、支給額計、雇用保険、支出負担行為額、健康保険、厚生年金、保険料、所得税、控除額計、差引支給額の金額
18 ～ 20	支出負担行為決議書、支出命令書及び歳入歳出外現金受払命令書	個々の臨時職員の支出負担行為額、支出命令額、控除額、支払額 住所、郵便番号、金融機関名及び支店名、口座名義、預金種別、口座番号 控除内訳書の総支給額、控除額及び合計の金額（支給人員が1人の場合）
	請求書	住所 請求金額 時間外手当、通勤手当（課税分、非課税分、計）、支給額計、所得税、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、

	引去額計及び差引支給額の金額 勤務時間、休暇時間及び休暇取得情報
その他添付書類	個々の臨時職員の課税通勤、非課税通勤手当、課税分通勤手当、課税分支給額、支給額計、雇用保険、支出負担行為額、健康保険、厚生年金、保険料、所得税、控除額計、差引支給額の金額

2 旅費に係る支出についての公文書

下表（以下「表②」という。）の公文書には、職員の氏名、給料の号級、職員が居住する住所地（住所又は市町村名並びに市町村名及び町・字名）等に関する情報が記載されている。表②の開示しない部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものである。また、当該情報はその職務の遂行に係る情報には当たらない。したがって、条例第7条第2号に該当すると判断したため非開示とした。

年度	公文書の種別	開示しない部分
18 ～ 20	旅行命令書（添付書類を含む）	職員の給料の号級 職員番号 職員の住所地 職員の通勤方法等
16 ～ 20	旅費計算書（添付書類を含む）	職員の給料の級（職名によって級が特定されるものを除く）及び号級 職員の住所地 職員の自宅の最寄り駅

3 需用費に係る支出についての公文書

(1) 下表（以下「表③」という。）の公文書には、納入業者に勤務する個人の氏名に関する情報が記載されている。表③の開示しない部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものである。したがって、条例第7条第2号に該当すると判断したため非開示とした。

年度	公文書の種別	開示しない部分
18 ～ 20	見積書	納入の担当方で代金請求の権限のない者の個人名
16 ～ 20	請求書	納入の担当方で代金請求の権限のない者の個人名

(2) 内部調査における当該業者に関する情報は、条例第7条第6号に規定する県の機

関が行う事務に関する情報であり、その検査に当たり納入業者からの情報提供は任意の協力に基づくものであり、不適正な物品購入を指摘するという検査の性質上、指摘に係る物品を納入した業者の特定につながる情報を開示した場合には、今後、県が実施する同種の検査に対して、有力な情報が提供されない事態を招き、将来の検査事務の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。したがって、下表（以下「表④」という。）の開示しない部分は条例第7条第6号に該当すると判断したため非開示とした。

年度	公文書の種別	開示しない部分
18 ～ 20	物品要求票	平成21年11月11日に公表した内部調査結果で指摘のあった物品購入に係る業者の名称及び住所
	見積書	平成21年11月11日に公表した内部調査結果で指摘のあった物品購入に係る業者情報のうち、業者のマーク、業者名、役職、代表者氏名、印影、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、金融機関名及び支店名、預金種別、口座番号
16 ～ 20	支出負担行為決議書及び支出命令書	平成21年11月11日に公表した内部調査結果で指摘のあった物品購入に係る業者情報のうち、債権・債務者コード、住所、郵便番号、業者名、役職、代表者氏名、金融機関名及び支店名、口座名義、預金種別、口座番号
	請求書	平成21年11月11日に公表した内部調査結果で指摘のあった物品購入に係る業者情報のうち、業者のマーク、業者名、役職、代表者氏名、印影、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、金融機関名及び支店名、預金種別、口座番号及び債権・債務者コード（請求書の様式により業者が特定されるものを含む）

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成21年11月11日に公表した内部調査結果で指摘された国庫補助事業事務費等に係る別紙の支出負担行為決議書及び支出命令書（添付された証拠書類を含む。）並びに別紙の支出負担行為決議書及び支出命令書に係る旅行命令書及び物品要求票（添付された証拠書類を含む。）である。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項等について

（1）条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として非開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書ハにおいて、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については開示することとしている。

そして、条例第3条第1項において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

(2) 条例第7条第6号（行政執行情報）の規定について

条例第7条第6号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とすることを定め、同号イにおいて、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を挙げている。

3 非開示条項該当性の具体的検討について

上記2で示した非開示条項の適用に関して、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否かについて具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件対象公文書において個人情報として非開示とされているのは、表①ないし③の開示しない部分である。

異議申立人は、これら非開示部分のうち給料の号級、職員の住所地等は、個人情報とは言い難いと主張している。

しかし、給料の号級は、職員の収入に関する情報であり、住所地については、職員の居住地に関する情報であるため、条例第7条第2号ハに規定する当該公務員の当該職務遂行の内容に係る部分に当たらない。そして、以上を含め、表①ないし③の開示しない部分（表①のうち18～20年度のその他添付書類に係る個々の臨時職員の課税通勤、表②のうち18～20年度の旅行命令書（添付書類を含む。）に係る職員番号及び表③のうち18～20年度の見積書に係る納入の担当者で代金請求の権限のない者の個人名を除く。）は個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であると認められる。

よって、本件対象公文書のうちこれらについては、条例第7条第2号の非開示情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第6号（行政執行情報）該当性について

本件対象公文書において行政執行情報として非開示とされているのは、表④の開示しない部分である。

実施機関は、不適正な物品購入を指摘するという検査の性質上、指摘に係る物品

を納入した業者の特定につながる情報を開示した場合、今後、県が実施する同種の検査に対して有力な情報が提供されない事態を招き、将来の検査事務の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあり、条例第7条第6号に該当するため非開示にしたと説明する。

表④の公文書は、県が行う検査事務に当たって物品納入業者から任意で提供のあった情報を基に特定された書類である。そして、非開示とされた部分は、情報提供を行った当該物品納入業者を識別することができる情報であると認められ、これらの情報が公開されると当該業者は不適正と判断される経理事務に関係した業者であるという風評を被るおそれがあり、そのような事態になれば以後、同様の検査において業者の協力を得ることが難しくなることが考えられる。したがって、これらの情報は、県の機関が行う検査事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくは発見を困難にするおそれがあるものであると認められる。

よって、本件対象公文書のうち表④の開示しない部分については、条例第7条第6号イに掲げるおそれがある非開示情報に該当すると認められる。

(3) 公文書一部開示決定通知書の記載について

実施機関は、公文書一部開示決定通知書において、前記(1)及び(2)のほか、表①のうち18～20年度のその他添付書類に係る個々の臨時職員の課税通勤、表②のうち18～20年度の旅行命令書(添付書類を含む。)に係る職員番号及び表③のうち18～20年度の見積書に係る納入の担当で代金請求の権限のない者の個人名をそれぞれ掲げ、これら三つについていずれも条例第7条第2号該当を理由に非開示とする記載を行っているが、実際にそれぞれの文書に当該部分は存在しておらず、当該部分を個人情報として非開示としたとする公文書一部開示決定通知書の記載は適正なものではない。

しかしながら、これら三つについて個人情報として非開示とした部分が存在しないことは、開示行為により明らかとなっていることから、当該非開示の決定については、決定通知書の一部に不適正な記載が認められるものの、開示行為を含めて判断すると妥当であると認められる。

4 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 3 月 25 日	実施機関から諮問を受けた。

平成22年5月13日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成22年6月22日	異議申立人から意見書が提出された。
平成22年11月24日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成22年12月15日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成23年3月17日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成23年4月20日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成23年6月1日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成23年6月22日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会長 中村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	

別紙

請求のあった公文書（農林水産省所管分）
賃金

事務所コード	年度	会計	繰越	款	項	目	節	支出負担行為番号	請求者氏名
1890	16	10	0	6	3	2	7	7	—
1890	16	10	0	6	3	2	7	30	—
1890	17	10	0	6	3	2	7	10	—
1890	17	10	0	6	4	5	7	2	—
1880	18	10	0	6	3	2	7	8	—
1880	18	10	0	6	3	2	7	50	—
1890	19	10	0	6	3	3	7	6	〇〇〇〇
1890	19	10	0	6	3	2	7	18	〇〇〇〇

旅費

事務所コード	年度	会計	繰越	款	項	目	節	支出負担行為番号	請求者氏名
1890	16	10	0	6	3	1	9	16	—
1890	16	10	0	6	3	2	9	10	—
1880	17	10	0	6	4	4	9	6	—
1880	17	10	0	6	3	2	9	11	—
1890	18	10	0	6	4	4	9	18	—
1890	18	10	0	6	4	4	9	19	—
1880	19	10	0	6	4	4	9	7	—
1890	19	10	0	6	4	4	9	9	—
1860	20	10	0	6	2	2	9	7	〇〇〇〇
1860	20	10	0	6	4	6	9	1	〇〇〇〇

需用費

事務所コード	年度	会計	繰越	款	項	目	節	支出負担行為番号	指摘態様
1880	16	10	0	6	3	2	11	6	差替え
1880	16	10	0	6	3	2	11	7	差替え
1880	16	10	0	6	3	2	11	167	翌年度
1880	16	10	0	6	3	2	11	179	翌年度
1835	17	10	2	11	1	3	11	24	翌年度
1880	17	10	0	6	3	1	11	67	翌年度
1880	18	10	0	6	3	2	11	266	翌年度
1880	18	10	0	6	3	2	11	267	翌年度
1880	19	10	0	6	3	2	11	88	翌年度
1880	19	10	0	6	3	2	11	101	翌年度
1880	16	10	0	11	1	1	11	1	前年度
1880	16	10	0	11	1	1	11	2	前年度
1820	17	10	0	6	3	2	11	2	前年度
1820	17	10	0	6	3	2	11	17	前年度
1880	17	10	0	6	4	6	11	67	前年度
1880	18	10	0	6	3	3	11	3	前年度
1880	18	10	0	6	3	2	11	4	前年度
1820	19	10	0	6	3	2	11	3	前年度
1820	19	10	0	6	3	2	11	10	前年度
1820	20	10	0	6	3	2	11	4	前年度
1880	20	10	0	6	4	6	11	59	前年度

請求のあった公文書（国土交通省所管分）
賃金

事務所コード	年度	会計	繰越	款	項	目	節	支出負担行為番号	請求者氏名
1880	16	10	0	8	5	2	7	1	〇〇〇〇
1890	16	10	0	8	2	2	7	9	〇〇〇〇
1880	17	10	0	8	5	2	7	4	〇〇〇〇
1890	17	10	0	8	3	3	7	3	—
1880	18	10	0	8	5	2	7	1	〇〇〇〇
1880	18	10	0	8	3	3	7	1	〇〇〇〇
1880	19	10	0	8	3	2	7	13	—
1890	19	10	0	8	3	3	7	1	—
1810	20	10	0	8	3	4	7	13	—

旅費

事務所コード	年度	会計	繰越	款	項	目	節	支出負担行為番号	請求者氏名
1880	16	10	0	8	2	3	9	7	—
1880	16	10	0	8	2	3	9	8	—
1880	17	10	0	8	3	3	9	3	—
1880	17	10	0	8	3	2	9	14	—
1820	18	10	0	8	2	2	9	12	—
1820	18	10	0	8	2	2	9	14	—
1890	19	10	0	8	3	3	9	4	—
1890	19	10	0	8	2	3	9	1	—
1890	20	10	0	8	3	2	9	6	〇〇〇〇
1880	20	10	0	8	2	3	9	24	—

需用費

事務所コード	年度	会計	繰越	款	項	目	節	支出負担行為番号	指摘態様
1880	19	10	0	8	2	3	11	180	差替え
1820	16	10	0	8	2	3	11	247	翌年度
1820	16	10	0	8	2	3	11	249	翌年度
1870	17	10	2	11	2	1	11	99	翌年度
1870	17	10	2	11	2	1	11	100	翌年度
1880	18	10	0	8	2	3	11	383	翌年度
1835	19	10	0	8	4	2	11	387	翌年度
1835	19	10	0	8	4	2	11	386	翌年度
1880	18	10	0	8	2	3	11	342	前年度
1880	18	10	0	8	2	3	11	343	前年度
1880	20	10	0	8	2	3	11	53	前年度
1880	17	10	0	8	2	3	11	35	その他